

Financial services tax alert

EY税理士法人

平成29年度税制改正 金融関連税制

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

Contents

1. NISA制度の拡充
2. 外国子会社合算税制の見直し
3. コーポレートガバナンス改革への対応
4. 研究開発税制
5. 所得拡大促進税制の見直し
6. 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の非課税制度の拡充
7. 非永住者の有価証券に係る譲渡所得の非課税化
8. その他
9. おわりに

2016年12月8日に自由民主党・公明党より平成29年度税制改正大綱が公表されました。

日本経済のデフレ脱却と経済再生、そして「一億総活躍社会」の実現へ向けた、経済社会の構造変化に対応しつつ持続的な経済成長を実現するための政策や、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)プロジェクトの合意事項に基づく国際課税ルールの継続的な見直しが行われている状況下で、平成29年度税制改正大綱では、コーポレートガバナンス改革を促進するための役員業績連動報酬に関する見直し、租税回避の抑制を目的とした外国子会社合算税制の総合的な見直し、企業の競争力強化のための研究開発税制の見直しなど、企業の課税所得に対する影響が大きい改正項目が予定されています。

また、金融・証券税制では、少額積立・分散投資を促進するための積立NISAの創設、さらに、国際課税では、債券現先取引等に係る利子等の非課税制度の拡充など、金融機関のビジネスに直接的な影響を及ぼす改正が含まれていることから、今後明らかにされる取扱いの詳細等について留意する必要があります。

本アラートでは、平成29年度税制改正大綱のうち、金融関連税制と金融機関に特有の主な改正点について紹介します。

1. NISA制度の拡充

(1) 積立NISAの創設

家計の「貯蓄から資産形成へ」という流れを政策的に後押しする中で、NISAのさらなる普及のため、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、積立NISA（非課税累積投資契約に係る非課税措置）が創設され、現行のNISA制度と選択して適用できることとなります。

積立NISA制度の内容は以下のとおりです。現行NISA制度よりも年間投資上限額を小さくし、定期・定額での投資を要件とする一方、投資対象を長期・分散投資に適した一定の投資商品に限定し、長期・分散投資のメリットを十分得られるよう、非課税投資期間はより長い期間となっています。

項目	積立NISA (累積投資勘定) (案)	現行NISA (非課税管理勘定)
対象者	居住者等	居住者等
非課税対象となる所得	一定の公募等株式投資信託の配当・譲渡益（投資信託約款において、20年以上の信託契約期間、毎月分配型ではないこと、複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対する分散投資による運用等一定の事項が記載されているものに限られる）	上場株式等・公募株式投資信託の配当・譲渡益
年間投資限度額及び投資方法	40万円 (予め締結した契約に基づき定期・定額で積立投資)	毎年新規投資額で120万円を上限（ロールオーバー可、2015年以前は100万円）
累積投資勘定/非課税管理勘定の設定可能期間（投資可能期間）	20年間 (2018年から2037年まで)	10年間 (2014年から2023年まで)
非課税期間	累積投資勘定を設定した日の属する年の1月1日以後20年	非課税管理勘定を設定した日の属する年の1月1日以後5年

居住者等が積立NISAに基づく上記の非課税措置の適用を受けるためには、金融商品取引業者等と非課税累積投資契約を締結する必要があります。

ここでいう非課税累積投資契約とは、公募等株式投資信託の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け及びその管理に関する契約で、公募等株式投資信託の受益権の管理方法、累積投資勘定の設定期間等所定の事項が定められているものとされています。

また、非課税累積投資契約を締結した金融商品取引業者等は、累積投資勘定に係る非課税口座が開設された日の属する年の1月1日以後10年を経過する日及び同日の翌日以後5年を経過する日ごとに、これらの日において当該非課税口座を開設している居住者等の住所地等を確認する必要があります。

積立NISAの創設に伴い、累積投資勘定を管理する金融機関においても、積立NISAの要件を充足する商品の確認、非課税口座及び累積投資勘定の設定管理、現行のNISA及びジュニアNISA制度と並行した管理体制の整備等の対応が必要になると想定されます。また、個人投資家の観点では、現行NISA制度より大幅に長く、また、税制としては他に類を見ない20年という非課税期間となっていることから、低金利時代にあっても、家計における長期で安定的な資産形成を促進しようとする施策の意気込みが伝わってきます。

(2) 現行NISAにおける非課税期間終了時の対応措置

現行NISA制度では、ある年の非課税管理勘定内の上場株式等を非課税期間（5年間）にわたって保有した場合、翌年分の非課税管理勘定に上場株式等を移管して引き続き非課税管理勘定で継続して保有することが可能です。

しかし、その翌年分の非課税管理勘定で受け入れる当該上場株式等の価額は、その受け入れる時点での時価とされており、一方で、現行NISA制度は年間投資上限額を120万円としているため、非課税期間勘定の終了時の上場株式等に係る時価の把握や、翌年の非課税管理勘定で引き続き保有する場合に受け入れる価額が年間投資上限額に達していないかどうかの確認など、金融機関の事務的な負担が大きい状況にあり、また、個人投資家の安定的な資産形成を阻む要因にもなっていました。

今回の税制改正大綱により、非課税期間終了時の金融機関における事務負担を軽減させ、個人投資家の安定的な資産形成を支援する観点から、非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管される上場株式等については、その移管により非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額（払出し時の金額）の上限額を撤廃するとされています。

また、ジュニアNISAにおける非課税管理勘定又は継続管理勘定への上場株式等の移管についても同様の取扱いとされています。

2. 外国子会社合算税制の見直し

OECDのBEPSプロジェクト、で行われた価値創造の場で課税をすべきという議論を踏まえつつ、わが国における外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の見直しが行われました。日本の課税所得が浸食されないことを目指しつつも、租税回避を目的としないビジネスに影響が及ばないように配慮することも重要視され、これまで検討が重ねられてきました。結果として、合算課税の対象となる所得が大幅に増加する可能性は低いものの、外国関係会社の判定における間接保有割合の算定方法に関する改正、通常の法人とは別の枠組みで合算対象となるペーパーカンパニーの増設など、制度の対象となる外国関係会社について一定の見直しが必要となることが見込まれます。

ここでは、今回の改正で金融機関に関連すると考えられる主な項目をご紹介します。なお、制度見直しの全般に係る詳細については、[2016年12月20日付、Japan tax newsletter「平成29年度税制改正大綱」](#)をご参照ください。

(1) 合算対象とされる外国法人の判定方法等に関する見直し

- ① 外国関係会社の判定における間接保有割合について、内国法人等との間に50%超の株式等の保有を通じた連鎖関係がある外国法人の、判定対象となる外国法人に対する持分割合等に基づいて算定することとされます。
- ② 居住者又は内国法人が外国法人の残余財産のおおむね全部を請求することができる等の関係がある場合の当該外国法人を外国関係会社の範囲に加えるとともに、その居住者又は内国法人を当該合算課税の対象となる者に加えることとされます。これは、いわゆる実質支配基準と呼ばれるものですが、具体的にどのような関係がある外国法人を合算課税の対象とするかについては今後公表される条件を確認し、金融機関にとっての影響の有無を判定する必要があります。

(2) 会社単位の合算課税制度における経済活動基準の創設

従来の合算課税に係る適用除外基準は「経済活動基準」に改められ、下記のいずれかを満たさない外国関係会社が租税負担割合20%未満である場合には、会社単位で合算課税の対象となります。

- ① 事業基準
- ② 実体基準及び管理支配基準
- ③ 所在地国基準

④ 非関連者基準

航空機リースを営む外国関係会社の取扱いについては、これまで検討項目に掲げられてきましたが、今回の改正によって、本店所在地国においてその役員又は使用人が航空機の貸付けを明確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事していること等一定の要件を充足する場合には、合算課税の対象外とされます。

また、保険業を営む外国関係会社の実体基準及び管理支配基準については、その外国関係会社に係る保険業に関する業務の受託者が実体基準又は管理支配基準を充足することが条件となります。

(3) 部分合算課税の見直し

① 部分合算課税の対象所得

経済活動基準を充足する場合であっても、外国関係会社の租税負担割合が20%未満の場合には、当該外国関係会社の所得のうち、次の所得が合算課税の対象となります。なお、この部分合算課税制度は一部除外規定も設けられ、租税回避を目的としない通常のビジネスによる所得が合算されることのないように手当てされます。

(a) 利子

関連者間の一定の金銭の貸付け、貸金業、預金に係る利子は除外されます。

(b) 配当

持分割合25%以上等の要件を満たす法人からの配当は除外されます。

(c) 有価証券の貸付けの対価

(d) 有価証券の譲渡損益

持株割合25%以上等の要件を満たす法人の株式等については除外されます。

(e) デリバティブ取引損益

ヘッジ目的で行われる取引等に係る損益、事業基準を満たす商品先物取引業等を行う外国関係会社が行う商品先物取引等に係る損益等は除外されます。

(f) 外国為替差損益

業務の通常の過程で生ずるものは除外されます。

(g) 上記(a)から(f)に類する所得(ヘッジ目的の取引に係る損益を除く)

(h) 有形固定資産の貸付けの対価

本店所在地国において使用される有形固定資産等の貸付けの対価、本店所在地国において一定の要件を満たすリース会社は除外されます。航空機リース事業についても、この規定に照らして判定します。

(i) 無形資産等の使用料、譲渡損益

自己開発した無形資産等に係るものは除外されます。

(j) 外国関係会社の当該事業年度の利益の額から上記(a)から(i)の所得の金額及び所得控除額(総資産の額、減価償却累計額及び人件費の額の合計額の50%相当額)を控除した残額に相当する所得(外国関係会社で発生する根拠のない異常な所得として合算対象とする趣旨です。)

② 金融子会社等の部分合算課税

銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国関係会社については、上記①にかかわらず、下記の所得の金額のうちいずれか大きい金額が合算の対象となります。

(a) 金融子会社等の異常な水準の資本に係る所得

具体的な算定方法については、詳細が公表された際に、影響額を検討する必要があります。

(b) 上記①(h)(i)(j)に掲げる所得

(4) ペーパーカンパニー等の合算課税

次に掲げる外国関係会社は、租税負担割合が30%未満である場合に、すべての所得について合算課税の対象となります。今回の改正に至る議論の中で、上記(1)を補完する措置として、税率にかかわらず合算すべきであると検討されていましたが、租税負担割合30%で足切りされることとなります。

① ペーパーカンパニー(事務所等の固定施設を有せず、本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない外国関係会社)

② 事実上のキャッシュボックス(総資産の額に対する上記(3)①(a)から(i)までに掲げる所得の金額の合計額の割合(金融子会社等にあつては、総資産の額に対する上記(3)②(a)に掲げる所得の金額又は(b)の金額のうちいずれか大きい金額の割合)が30%を超える外国関係会社(総資産の額に対する有価証券、貸付金及び無形固定資産等の合計額の割合が50%を超える外国関係会社に限ります。))

③ 租税に関する情報の交換に非協力的な国又は地域として、指定する国又は地域に本店等を有する外国関係会社

(5) 適用時期

外国関係会社の2018年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされますので、実際の申告については、一般に、2020年3月期からの対応が必要となります。

部分合算制度の対象となる外国関係会社は租税負担割合が20%未満である場合に限定され、また、ペーパーカンパニー等特定の外国関係会社に係る合算課税も、租税負担割合が30%未満であるものに限られることとなったため、懸念されていた大幅な事務作業の増加は回避されるものと推測されます。また、金融機関にとっては軽課税国に保有する子会社については従来合算課税の対象としていたことも多く、主に金融所得を対象とする部分合算制度においても事業会社とは異なる措置が設けられることから、改正後も大幅に税負担が増加することはないことが見込まれています。ただし、外国関係会社の経済活動基準の充足の判定、金融子会社等に係る特別な部分課税ルールの影響の把握など、申告実務への対応については早目の準備が必要となります。

3. コーポレートガバナンス改革への対応

(1) 確定申告書の提出期限の延長

コーポレートガバナンス改革における課題の1つとして、欧米諸国と比較して、株主・投資家の対話期間や企業の情報開示の準備期間が十分ではない状況が挙げられています。

今回の改正では上記を円滑にするための環境整備の一環として、これまで多くの上場企業が決算日から3カ月以内に提出していた法人税申告書につき、その申告期限が延長されます。具体的には、事業年度終了の日の翌日から3カ月以内に決算についての定時総会が招集されない状況にあると認められる場合に、確定申告書の提出期限が4カ月以内の税務署長が指定する月数の期間内で延長が認められるようになります。なお、今回の税制改正大綱において、消費税の申告期限については見直しが行われなようです。

(2) 役員給与の損金算入範囲の拡大

コーポレートガバナンスの強化を受けて、役員報酬改革に取り組む企業が増加するなか、法人税法における役員給与の取扱いも大幅に見直されることとなります。従来は課税所得の調整に利用されることを防止するという目的もあり、金額が変動する役員給与については厳しい損金算入制限が設けられていました。平成28年度の税制改正で特定譲渡制限付株式について事前確定届出給与として損金算入が認められることとなり、多くの上場企業の注目を集めました。今回の改正では、利益連動給与の対象となる指標が拡大され、また、譲渡制限付株式以外の株式に係る報酬が損金算入の対象となるなど、役員報酬制度の見直しを図る企業やその設計支援を行う金融機関にとっても利便性の高い税制となることが期待されます。

① 利益連動給与の拡大

これまで同族会社には適用が認められていなかったため、持株会社の傘下にある事業法人は適用ができませんでしたが、今回の改正により非同族法人との間に100%の支配関係がある法人も対象となります。

また、算定指標の範囲について、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標(利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限り)が加えられるとともに、複数年度を対象とする指標を用いることも可能となり、利益に連動する役員報酬のうち、損金算入される範囲が拡大します。

さらに、これまでは確定額を限度とすることが要件とされていましたが、利益に連動する株式報酬の場合には、株数で上限を定めることが可能となります。

② 利益連動退職給与及びストックオプションの整理

利益連動給与には退職給与も含まれることとなり、利益連動給与の損金算入要件を満たさないものは損金算入が認められなくなります。また、これまで役員給与の損金算入制限の枠外であったストックオプションに係る給与も、事前確定届出給与又は利益連動給与に含めて整理されることとなります。

③ 事前確定届出給与の見直し

所定の時期に確定した数の株式、ストックオプションを交付する給与が対象に加えられます。なお、これらは役務の提供を受ける法人又はその法人の発行済株式の50%超を直接もしくは間接に保有する法人が発行したものに限られます。

また、利益その他の指標を基礎として譲渡制限を解除する数が算定される譲渡制限付株式は、事前確定届出給与から除外されます。

④ 適用時期

退職給与、譲渡制限付株式及びストックオプションに係る部分は2017年10月1日以後、その他の部分は同年4月1日以後に支給又は交付に係る決議をする給与について適用されます。

利益連動給与の制度が創設されて久しいですが、損金算入要件の充足に困難を伴うケースも多く、幅広く活用される状況にはなっていませんでした。平成28年度税制改正における算定指標の明確化、今回の拡大、特に、株価に連動して算定する給与が認められるようになることで、損金算入の対象となる役員報酬制度の範囲が広がることとなります。これまで損金不算入となることを所与としてプランニングしていた企業やその設計支援を行う金融機関も、その企業にふさわしい役員報酬制度を構築することに加えて、税務面での影響を検討し、今回の改正を活用した実効税率の適正化等税金コストを管理していくことがより重要になります。

4. 研究開発税制

日本企業の競争力を強化し、研究開発投資を増加させるインセンティブを強化する観点から、試験研究を行った場合の税額控除制度について見直しが行われています。

今回の見直しの主なポイントは、試験研究費の増加額に係る税額控除制度の適用期限切れに伴い総額型の控除率を試験研究費の増減に応じたものとする点、そして研究開発税制の対象に「第4次産業革命型」のサービス開発のための試験研究に係る一定の費用が追加された点です。制度見直しの全般に係る詳細については、2016年12月20日付、[Japan tax newsletter「平成29年度税制改正大綱」](#)をご参照ください。

以下では、金融機関での活用も期待される研究開発税制の対象の見直しとして、新たに税額控除の対象となる試験研究費の範囲に加わる、対価を得て提供する新サービスの開発を目的として行う費用を紹介します。

対象となる業務	左記の業務に要する費用
(1) 大量の情報を収集する機能を有し、その全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いて行われる情報の収集	(1) 原材料費
(2) その収集により蓄積された情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により専ら情報の解析を行う機能を有するソフトウェア等(これに準ずるソフトウェアを含む)を用いて行われる分析	(2) 人件費(情報解析専門家に係るものに限る)
(3) その分析により発見された法則を利用した新サービスの設計	(3) 経費(外注費にあっては、これらの原材料費及び人件費並びに外注費以外の経費に相当する部分に限る)並びに委託費(これらの原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る)
(4) その発見された法則が予測と結果の一致度が高い等妥当であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認	

項目	平成29年税制改正大綱	現行	
適用要件	雇用者給与等支給額	現行と同様	前事業年度の水準を下回らないこと
	平均給与等支給額	平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であること	前事業年度の水準を上回ること
	雇用者給与等支給増加額	現行と同様	雇用者給与等支給額増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合(平成29年度が4%、平成30年度が5%)以上であること (雇用者給与等支給増加額 = 雇用者給与等支給額 - 基準平均給与等支給額)
控除税額	法人税/所得税/地方税(法人住民税)	次の2つの合計額(ただし、調整前法人税額又は事業所得税額の10%(中小企業者等は20%)を限度) (1)雇用者給与等支給増加額の10% (2)雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%(中小企業者等は12%)	雇用者給与等支給増加額の10% (ただし、調整前法人税額又は事業所得税額の10%(中小企業者等は20%)を限度)

試験研究費の範囲、特に対価を得るという要件については今後明らかにされる取扱いの内容に留意する必要がありますが、上記の対象となる業務は、主にIoT(Internet of Things)やビッグデータ、人工知能等の技術の活用によるビジネスの変革や高付加価値なサービス開発を目的としたものが想定されていると考えられます。

金融機関においても、マーケティングにおけるビッグデータの活用による顧客行動の分析やデータマイニング及び人工知能を活用した投資手法の構築など、上記の対象となる業務に相当する活動が行われていると考えられますので、今回の改正で当該特別控除制度の範囲が拡大されることに伴い、金融機関でも当該制度の適用可能性を探ることが、税金コストの管理の面も含めて今後重要になると考えられます。

5. 所得拡大促進税制の見直し

経済の好循環を強化するため、企業に更なる賃上げインセンティブを与える機能を強化する観点から、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について次の見直しが行われています。

6. 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の非課税制度の拡充

現行の税制上、クロスボーダーの一定の債券現先取引については、外国金融機関等が本邦金融機関等から受け取る当該債券現先取引から生ずる差益について非課税とされ、恒久化された制度となっています。

一方、最近の国債に係る現先取引は、外国金融機関や本邦金融機関の他、短資会社や外国清算機関を含む清算機関も取り組んでいるため、現行税制が短期金融市場の安定化及び金融機関の資金調達安定化の阻害要因となっているという指摘がありました。

今回の改正では、まず、現行の債券現先取引等に係る利子の課税の特例における特定金融機関等の範囲に、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち一定の者及び金融商品取引清算機関、外国金融機関等の範囲に金融商品債務引受業を営む外国法人が各々加えられています。

上記の改正は、非課税の対象となる所得の範囲に係る改正を除き、2017年4月1日以後に開始する債券現先取引等につき支払を受ける利子及び貸借料等について適用されます。

次に、これまでは非課税の対象となる現先取引の相手方が外国金融機関等に限定されていたことから、例えば、ファンド等との間で行う取引については課税対象となっていました。今回の改正では、外国金融機関等以外の外国法人(特定金融機関等の関連者及び租税条約等の相手国等以外の国又は地域の法人を除きます。)が特定金融機関等との間で振替国債を用いて行う取引期間3カ月以内等の要件を満たす債券現先取引で、2017年4月1日から2019年3月31日までの間に開始するものにつき支払を受ける利子及び貸借料等が加えられています。

なお、非課税の対象となる所得の範囲の拡充に伴い、非課税の適用手続等についても所要の措置が講じられます。

今回の改正により、クロスボーダーでのレポ取引に係る税制面での阻害要因が排除され、短資会社や国内外の清算機関の他、外国金融機関等以外の一定の外国法人等も当該レポ取引市場に参入することで、短期金融市場の活性化が期待されます。

外国金融機関等以外の一定の外国法人との間で行う一定の債券現先取引については、当該課税の特例の対象となる振替国債を用いた債券現先取引の期間が限定されているものの(外国金融機関等との間で行うものについては恒久化されています。)、対象となる外国法人の範囲が拡大されることで金融機関のビジネスにも大きな影響を与えられ、租税条約等の相手国等の定義等、今後明らかにされる取扱いの内容に留意する必要があります。

7. 非永住者の有価証券に係る譲渡所得の非課税化

現行法上、非永住者(日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人)は、国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で、国内において支払われ又は国外から送金されたものが所得税の課税対象とされています。したがって、国外源泉所得に含まれない有価証券の譲渡による所得は課税対象となり、外資系企業から日本に派遣された外国人などが当該外資系企業から給与として交付された株式等を譲渡した場合には、そのキャピタルゲインが日本で課税されることとなります。これは、平成26年度税制改正により取扱いが変更になり、2017年1月より施行予定となっているもので、2016年12月までは課税対象外となっています。

今回の改正では、2017年4月1日前に取得した有価証券について、外国金融商品取引所において譲渡されるなど一定の要件を充足する場合には、有価証券の譲渡による所得は、非永住者の課税所得の範囲から除外することとされます。なお、当該改正の対象となる有価証券は、2017年4月1日以降の非永住者である期間内に取得したものが除かれています。

この改正は、2017年4月1日以後に行う有価証券の譲渡について適用されます。

適用開始が2017年4月からとなるため、2017年1月から3月までの間は外国金融商品取引所で譲渡等が行われた場合であっても、当該譲渡から生じた所得は課税対象となりますので、ご注意ください。また、今回の改正により、非永住者の一定の有価証券に係る譲渡所得の取扱いは、平成26年度改正前の取扱いに戻されますが、2017年4月1日以降の非永住者である時期に取得した有価証券は当該取扱いの対象とはなりません。したがって、非永住者が保有する有価証券の取得時期の管理や譲渡所得の金額の算定にあたっての譲渡原価の算定方法(移動平均法、総平均法など)等、実務上注意すべき点がありますので、今後明らかにされる取扱いの詳細に留意する必要があります。

8. その他

(1) 特定口座年間取引報告書の電磁的記録による提出

個人投資家の確定申告手続等の簡素化を図り、証券口座等に係る投資家の利便性を向上させるため、上場株式等に係る配当所得等又は譲渡所得等の金額を申告する際に確定申告書等に添付する特定口座年間取引報告書の範囲に、金融商品取引業者等から交付された電磁的記録を印刷した書面が加えられます。これは、金融商品取引業者等から電磁的方法により交付を受けた特定口座年間取引報告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものであることが予定されています。

上記の改正により、金融商品取引業者等における事務負担の軽減が期待されます。

なお、この改正は、2019年度分以後の所得税及び2020年度分以後の個人住民税について適用することとされています。

(2) 上場株式等の配当等の個人住民税課税方式の選択に係る規定の明確化

現行制度上、個人住民税における上場株式等の配当等に対する課税は、納税義務者が総合課税、申告分離課税、源泉分離課税(申告不要)の方式から選択することができます。そして、住民税の申告書の提出前に確定申告書が提出された場合には、当該確定申告書の提出を住民税の申告書の提出とみなすこととしています。

そのため、住民税の申告書と確定申告書で上場株式等の配当等に対する課税方式が異なる場合の取扱いが明確になっていない状況でした。

今回の改正により、上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることが明確化されるとしています。

(3) 投資法人等及び特定目的会社による不動産取得に係る税制

地域経済の活性化や国際競争力の強化に向けた都市基盤の整備・街づくりを推進するための一環として、不動産の証券化を通じた民間資金の活用を必要としている背景があることから、今回の税制改正でも以下の措置が講じられています。

① 登録免許税の税率軽減措置の適用期限延長

特定目的会社、投資法人等が特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(原則1,000分の20、軽減税率1,000分の13)の適用期限を2年延長することとされています(2019年3月31日まで)。

② 不動産取得税の課税標準の特定措置の適用期限延長

特定目的会社、投資法人等が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(課税標準を5分の2に軽減)の適用期限を2年延長することとされています(2019年3月31日まで)。

なお、投資信託、投資法人が取得するヘルスケア施設が上記の軽減対象に加えられます。

(4) 投資法人の導管性要件における再生可能エネルギー発電設備に係る取得期限の延長

現行法上、投資法人に係る課税の特例の適用において、導管性要件のうち、保有資産要件(特定の資産の割合が総資産の50%を超えていることとする要件)について、再生可能エネルギー発電設備は資産要件を判定する際の分子となる特定資産の範囲から除かれています。投資

法人が2014年9月3日から2017年3月31日までに取得した場合には、運用開始後20年間(平成28年税制改正で10年から20年へ延長)、その簿価を当該分子に含めてよいことになっています。

今回の改正で、当該分子にカウントできる再生可能エネルギー発電設備の取得期限が3年延長されています。

(5) 退職年金等積立金に対する法人税課税停止措置の期限延長

企業年金等の普及を図りこれらの健全な運営を確保するため、現行法上、一定の退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金については、2017年3月31日までの間に開始する各事業年度まで法人税の課税が停止されています。今回の改正で、退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限が3年延長されます。

(6) 協同組合等に対する税制改正

協同組合等には、信用金庫、信用組合、労働金庫等の協同組織金融機関が含まれています。協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、必要とする資金融通を受けられるようにすることを目的として設立されており、この目的に沿って税制面でも様々な手当が施されています。

今回の改正では、連合会等に対する普通出資に係る配当等の益金不算入制度について特別措置が講じられる一方で、貸倒引当金繰入限度額の特例措置について縮減されています。

① 連合会等に対する普通出資に係る配当等の益金不算入制度

協同組合等の各事業年度において、その保有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の50%相当額とすることとされます。

なお、上記の「連合会等」とは、各協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、その他協同組合等の根拠法に定める各連合会及び農林中央金庫とされています。

また、上記の「普通出資」とは、その協同組合等が会員たる地位に基づき出資をするものをいい、協同組織金融機関の発行する優先出資を含まないとされています。

② 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の特例措置の縮減

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率が現行の12%から10%に引き下げられます。なお、当該特例措置は現行法上、2017年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用されますが、その適用期限が2年延長されます。

(7) 仮想通貨に係る消費課税関係の見直し

近年、ビットコインを始めとした仮想通貨を利用した取引決済が増加していますが、資金決済法に関する法律の改正により仮想通貨が支払手段として位置づけられることや、現行の消費税法上も仮想通貨が非課税対象取引として規定されていないこと、そして諸外国における課税関係等を踏まえ、今回の改正で、資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡については消費税を非課税とするとされ、その他所要の措置を講ずることとされています。

この改正は、2017年7月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

上記の改正前に譲り受けた仮想通貨について、個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合の仕入区分は、「課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ」に該当するものとされます。

なお、事業者が、2017年6月30日に国内において譲り受けた100万円(税抜)以上の仮想通貨を保有する場合において、同日の仮想通貨の保有数量が2017年6月1日から同年6月30日までの間の各日の仮想通貨の保有数量の平均保有数量に対して増加したときは、その増加した部分の課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めないこととされています。

(8) 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、今回の改正では見送られ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討することとされています。

金融所得課税の一体化は、平成25年度税制改正により上場株式等、特定公社債等が範囲とされ、2016年1月より実施されており、平成28年度税制改正大綱でも要検討事項とされていました。

個人投資家の市場参加の促進や国民の長期的な資産形成を図るため、個人投資家の利便性や金融機関の事務負担について配慮した上で、金融所得に係る損益通算範囲の拡大を導入することが期待されます。

9. おわりに

今回の改正では、役員給与税制、外国子会社合算税制の見直し及び研究開発税制の対象の拡大といった法人実効税率に影響を及ぼす項目や、積立NISA創設、外国金融機関等の債券現先取引の利子の非課税制度の改正など金融機関のビジネス、そして自社税務コンプライアンス及び顧客税務コンプライアンスの両面で影響のある項目が多く含まれています。

改正の詳細については、今後公表される法令等を確認し、適切に管理対応することが必要です。

本ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡なくお問い合わせ下さい。

Contact

EY税理士法人

谷本 真一	パートナー	+81 3 3506 2843	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
須藤 一郎	パートナー	+81 3 3506 2637	ichiro.suto@jp.ey.com
古川 武宏	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com
倉谷 樹人	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 3527	mikihiro.kuraya@jp.ey.com
大友 みどり	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2093	midori.otomo@jp.ey.com

EY弁護士法人

北村 豊	パートナー	+81 3 3509 1668	yutaka.kitamura@jp.ey.com
坂本 有毅	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3509 1687	yuki.sakamoto@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20161220

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp